



資料1

ベビーシッター利用支援事業

◆ 事業概要

待機児童の保護者 又は 育児休業満了後に復職する保護者が、子の保育所等入所までの間、 認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を助成

○ 対象児童 : 0~2歳児

○ 利用時間 : 月曜日から土曜日までの午前7時~午後10時 (祝日・休日を除く)

〇 利用上限 : (保育短時間認定) 1日上限8時間 かつ 月上限160時間

(保育標準時間認定) 1日上限11時間 かつ 月上限220時間

〇 負担割合 : 待機児童 : 都7/8、区市町村1/8・育児休業満了者 : 都10/10

◆ 保育の質を確保し、安心して利用できる環境整備

(1)参画事業者の認定

安定的な保育サービスの提供により、保護者が安心して利用できるよう、四つの観点から認定基準を定め、参画事業者を認定

(令和元年5月現在13事業者認定)

- ① 保育の提供体制
- ② 保育の質
- ③ 事業の安定的運営
- ④ 利用者支援

(2) ベビーシッターの養成

保有する資格等に応じて、研修の受講を義務付け(平成30年度修了者数)

- ① 居宅訪問型保育基礎研修(268人)
- ② 補足研修(159人)
- ③ ガイダンス研修(368人)

※③は悉皆研修